

幼稚園教諭と保育士の職種統合（保育教諭）について 最終回答

1. 新たな職種として「保育教諭」を設定する。
2. 「保育教諭」は幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者とする。
3. 吹田市職員の名称等に関する規則第3条第2項に規定する「保育士」（以下、保育士という。）及び吹田市教育委員会事務局職員の名称等に関する規則第3条第1項に規定する「教諭」（以下、幼稚園教諭という。）については、上記2の要件を満たす者を「保育教諭」に移行する。なお、「保育教諭」への移行については、令和7年3月31日までとする期限を設け、「保育士」は、この間に幼稚園教諭普通免許状の取得・更新を行うものとする。
4. 上記3の幼稚園教諭普通免許状の取得・更新は、原則として、市が指定する機関で行うこととし、市が指定する機関で必要な講習等を受講する費用は、1回に限り市が負担するものとする。
5. 上記3の幼稚園教諭普通免許状の取得・更新を市が指定する機関以外の機関において行う必要がある場合で、勤務時間中にその受講が必要と認められるときは、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。

6. 「保育教諭」の初任給は大卒を7等級25号給、短大卒を7等級17号給に設定する。
7. 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置法（以下、法という。）に基づき、公立幼稚園、公立幼稚園型認定こども園で勤務する保育教諭（管理職手当が支給される者を除く）に、教職調整額（本給の4%）を支給する。
8. 現行の「教諭」の給料を大卒の者は8号給、短大卒の者は6号給引き下げる。また、激変緩和措置として、令和4年3月31日までは、令和3年3月31日時点の給料月額の水準額を給与する。ただし、係長級・主任・係員の者については、引き下げ後の給料月額に教職調整額を加算した額が、令和3年3月31日時点の給料月額の水準を上回る場合は、この限りでない。
9. 公立幼稚園、公立幼稚園型認定こども園に勤務する保育教諭に支給する地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当については、その者の給料月額に教職調整額を加えた額を算定の基礎とする。
10. 教職調整額が支給される職員には、法に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。
11. 教職調整額が支給される職員が、非常災害時における児童・幼児（以下、児童等という。）の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等に一定時間以上従事した場合は、教員特殊業務手当を支給する。
12. 令和3年4月1日から施行する。